



選 管 第 6 1 号
平成 28 年 4 月 13 日

「新・水戸市民会館計画」及び
これに係る市費の支出の賛否を問う
住民投票条例制定請求代表者様

水戸市選挙管理委員会
委員長 戸村 洋二



「新・水戸市民会館計画」及びこれに係る市費の支出の賛否を
問う住民投票条例制定請求者署名簿の返付について（通知）

平成 28 年 3 月 17 日に本委員会に提出された「新・水戸市民会館計画」及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例制定請求者署名簿につきましては、4 月 8 日に署名の効力を決定し、同日付けで有効署名数の告示をいたしました。

地方自治法第 74 条の 2 第 6 項の規定に基づき、4 月 11 日に返付を行うべく署名簿を持参しました折、後日に来庁されて受領する旨の御回答がありましたが、今日までに具体的な日時の御連絡がございません。

つきましては、本通知書が届いた日から 7 日以内の日を御指定いただき、速やかに受領されますよう御通知申し上げます。

なお、同期間内での受領が困難な場合には、その理由を付記された上で受領の日時を指定されますようお願い申し上げます。

(参考)

地方自治法抜粋

第 74 条の 2 第 6 項 市町村の選挙管理委員会は、第 2 項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を条例の制定又は改廃の請求者の代表者に返付しなければならない。

問合せ先

〒319-0393

水戸市内原町 1395 番地の 1

水戸市選挙管理委員会事務局

TEL029-259-2336